

越前町への

就職を伴う
移住者対象

Uターン者を応援します

Uターン移住就職支援金

福井県外から越前町へ移住した人（Iターン者）や越前町で生まれ育ち、大学への進学等で一度県外へ出て、再び越前町へ戻ってきた人（Uターン者）も対象となります

支給額 と 対象者要件

※東京圏からの移住者で「**東京圏型**」の対象者とならない場合でも、「**全国型**」の対象者となる場合があります。

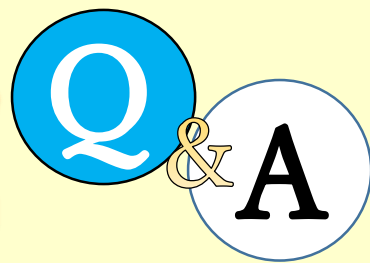
東京圏	単身	60万円	世帯	100万円
	対象者要件	(移住する前の居住地) 東京圏		
		(就業先) 291JOBS登録事業所に就業した人 ※291JOBS・・・福井県就職支援サイト		

全国型	町内に本社のある事業所への就業		町外に本社のある事業所への就業	
	10万円		5万円	
	対象者要件	(移住する前の居住地) 福井県外		
(就業先) 町内外の事業所に就業した人				

詳細については、QRコードよりご確認くださいか、お電話でお問い合わせください。



越前町移住就職支援金



Q1 「移住する前の居住地」はどのように確認しますか？

A1 **(東京圏型)** 「住民票の写し」と転入前の市区町村の「住民票の除票の写し」等を提出していただきます。

(全国型) 「戸籍の附票の写し」を提出していただきます。ただし、越前町に住民票を有したまま、福井県外へ進学した人は「卒業証明書」を提出していただきます。

Q2 申請期限はありますか？

A2 **(東京圏型)** 転入してから3ヶ月以上1年以内です。(R4.4.1以降の転入)

(全国型) 転入してから1年以内です。(R3.4.1以降の転入)

Q3 「就業先の要件」とは具体的にどのようなものですか？

A3 **(東京圏型)** 県就職マッチングサイト「291JOBS」に求人を掲載している事業所に正社員として雇用された人やテレワークを行う人、国や県、町が行う移住による就業や起業支援事業を利用し、起業、就業した人が対象となります。

(全国型) 町内外の事業所に正社員として雇用(採用時30歳未満)もしくは起業した人が対象となります。

※ただし、官公庁やその他公的機関に就業した人は対象外となります。

Q4 支援金の交付を受けてから越前町外へ転出した場合はどうなりますか？

A4 5年以内に越前町から転出した場合、支援金を返還してもらうことになります。申請時に5年間の町への定住と就業先で勤務する意思を示していただきます。また、年に1回確認のため住民票等の書類を提出していただきます。

問合せ先



越前町役場 定住促進課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

TEL:0778-34-8727(直通)FAX:0778-34-1235

E-mail:teijuu@town.echizen.lg.jp